

「保育士修学資金貸付事業」募集要項

徳島県では、保育士資格の新規取得者の確保を図るため、徳島県内の養成施設等に在学し、保育士資格の取得を目指す方に対し、修学資金の貸付けを行います。貸付は、無利子です。また、就職後、5年間の就労継続など一定の条件を満たした場合は、貸付金の返還が免除になります。

対 象 者	<p>次の条件を全て満たす方</p> <p>①徳島県内の指定保育士養成施設等に在学されている方</p> <p>②指定保育士養成施設等を卒業後、徳島県内等において保育士等の職に就くことを希望される方</p> <p>③学業成績が優秀で、かつ家庭の経済状況等から貸付が必要な方</p> <p>④修学について、他の公的貸付制度を利用していない方 (ただし、貸付申請時に他の公的貸付制度と併願することは可能です。)</p> <p>⑤貸付の申請に当たって、指定保育士養成施設等から推薦された方</p>
貸 付 額	<p>月額5万円以内(初回に入学準備金として20万円以内、最終回に就職準備金として20万円以内を加算することができます。)</p> <p>※生活保護受給世帯の方については、別途、生活費を加算することができます。</p>
利 子	無利子(ただし、返還が遅延した場合は延滞利子が発生)
支 払 方 法	3ヶ月毎に支払い(申請時の指定口座へ振込み)
返 還 免 除 条 件	<p>養成施設等を卒業後、1年以内に保育士登録を行い、要綱に定める施設等において児童の保護等の業務に5年間従事(5年間の就労継続に満たない場合も、返還の一部免除を受けられることがあります。)</p>
提 出 書 類	<p>保育士修学資金貸付申請書(第1-1号様式)に次の書類を添付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民票(世帯の全部) ・申請者と生計を一にする家族全員の所得証明書 ・連帯保証人の所得証明書及び住民票 ・在学している養成施設等の長の推薦状(第2号様式) ・成績証明書※1年生にあつては、直近に卒業した学校の長の証明するもの。 ※2年生以上にあつては、養成施設の長の証明するもの。 ・健康診断書(申請日以前3ヶ月以内のもの) ・個人情報の同意書 等
募 集 期 間	<p>4月1日から4月30日まで</p> <p>※貸付枠に余裕がある場合は、再度募集する場合があります。</p>
提 出 先 問 い 合 わ せ 先	<p>〒770-0943</p> <p>徳島市中昭和町1丁目2 徳島県立総合福祉センター3階</p> <p>社会福祉法人徳島県社会福祉協議会 福祉人材センター</p> <p>電話：088-625-2040 ファクシミリ：088-656-1173</p>
そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> ・貸付は「選考委員会」の審査を経て決定します。 ・詳しくは養成校および事務局までご連絡ください。